

平成 21 年の送検事例

1 労働基準法・最低賃金法違反被疑事件

(1) 賃金不払 労働基準法第 24 条

理容・美容業の事業を複数の店舗で営む事業主が、労働者 33 名に対し、9 か月分の賃金、総額約 6,000 万円を各月の所定支払期日に支払わなかったもの。

(商業)

(2) 賃金不払 最低賃金法第 4 条

自動車内装品の部品加工の事業を営む事業主が、労働者 20 名に対し、3 か月分の賃金、総額約 1,000 万円を各月の所定支払期日に支払わなかったもの。

(製造業)

【補足説明】賃金不払における労働基準法と最低賃金法との関係

賃金を全く支払っていないなどの場合には、労働基準法第 24 条違反と最低賃金法第 4 条違反に該当しますが、両者は法条競合関係ということになり、特別法に当たる最低賃金法第 4 条違反の 1 罪が成立することとなります。

実際には、賃金の一部が支払い済みのケースもありますので、次のように区分されます。

賃金の全額が未払いの場合（まったく支払われていない場合） と

一部支払われた賃金があり、その支払済み額が地域別最低賃金額に満たない場合

最低賃金法第 4 条違反

一部支払われた賃金があり、その支払済み額が地域別最低賃金額以上である場合

労働基準法第 24 条違反

2 労働安全衛生法違反被疑事件

(1) 無資格でのクレーンの玉掛け作業による死亡事故 労働安全衛生法第 61 条

木造家屋建築業において事業場の倉庫内で、クレーン（つり上げ荷重 2.8 トン）を使用し鉄骨製の部材を移動させる作業を行わせるに当たり、当該クレーンの玉掛け業務の資格を有しない労働者に行わせた。その結果、部材をクレーンで吊った状態から当該労働者が荷外しするときに部材が荷崩れを起こし、崩れた部材の下敷きになって死亡したもの。

(建設業)

(2) 無資格でのクレーン運転（繰り返しの法違反） 労働安全衛生法第 61 条

金属加工用機械製造業の事業場で、過去にもクレーン運転の資格を有しない労働者に行わせていて所轄労働基準監督署から法違反を指摘され行政指導されていたが、繰り返し、資格を有しない労働者に運転を行わせたもの。

(製造業)

(3) 中国人技能実習生の無資格就業及び「労災かくし」

労働安全衛生法第 61 条、労働安全衛生法第 100 条

自動車部品製造業の事業場で、クレーン（吊上げ荷重 10 トン）で大型の金型を吊って移動させる作業を、クレーン運転の資格を有しない中国人技能実習生に行わせ、その際、当該実習生が吊り上げていた金型と他の金型との間で手指を挟み負傷（右手示指切断。休業 5 日間）。また、この労働災害について、休業 4 日以上であるにもかかわらず、『労働者死傷病報告』（様式第 23 号）を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの。

（ 製造業 ）

(4) 労災かくし 労働安全衛生法第 100 条

鉄鋼業の事業場で、工場内の通路を通行中の労働者が、通路に敷かれたマットの枠（金属製）で左足を捻挫し負傷（左足骨折。休業 20 日間）したが、この労働災害について、『労働者死傷病報告』（様式第 23 号）を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出しなかった。

（ 製造業 ）